

厚生常任委員会

平成23年8月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中西 和夫
辻 善次	里川宜志子	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	角井 敏文
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、里川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席をされておりますので、ただ今より厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

まずはじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、辻委員、里川委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審議案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに1. 継続審査案件であります（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

今回は、可燃ごみの委託処理につきまして、前回、6月15日に開催されました委員会以後の進捗状況、あるいは今後の予定等について、3点ご説明をさせていただきます。

まず、可燃ごみを委託処理するにあたりましてのごみ積替え施設の建設についてであります。積替え施設建設全体計画等の策定業務につきまして、去る6月15日に廃棄物コンサルタント3社により指名競争入札を執行しております。

その結果、株式会社 日産技術コンサルタント奈良営業所が税込み955万5千円で落札をいたしました。主な委託業務につきましては、積替え施設建設全体計画作成業務、仮施設設計業務、発注仕様書等作成業務、測量・

地質調査業務などとなっております。これらの業務につきましては、その期間が2年にわたり、また、その性質上分割して発注することができませんので、債務負担行為予算に基づきまして、平成23年6月16日から平成25年3月31日までの契約を締結したところであります。

なお、本日までに、最終処分場の測量調査まで終了し、現在、本施設の建設場所の選定を行っておりまして、9月上旬には本施設の設置場所を確定させ、その後、仮設施設の設計にとりかかる予定で、11月中には仮設施設の建設工事に着手する予定であります。

次に、可燃ごみの処理を行う委託業者の決定時期であります。一般廃棄物を発生した市町村以外で処分する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、処分する施設が所在する市町村に、処分する廃棄物の種類やその量、処分方法等を通知しなければならないと定められております。

この通知の方法につきましては、受け入れる市町村側の規定によりまちまちであります。事前に搬出する市町村が処分する施設が所在する市町村に説明を行い、受け入れ側の市町村の承諾を得たうえで、通知をするのが一般的な手順となっております。

現在、当町がその他プラスチック類、不燃ごみを処分しております三重県伊賀市の場合、まず、当町より伊賀市に処分の計画についての説明、協議等を行い、その協議が整った後、さらに処分する施設が所在する地域の区長等のヒアリングを受け、そのなかで年間の受入量などが決められていきまして、最終的に施設が所在する地域の区長、市長らと協定書を取り交わしまして、3年間の搬入が許可されるといった具合で、初めて搬入する場合は、4ヶ月から6ヶ月ぐらいの協議期間が必要となります。

その他の伊賀市以外でも、特に大規模な処理業者や複数の処理業者が所在している自治体との事前協議は、協議の内容も複雑で、かつ、地元自治会等との協議も必要になることが多く、同様の期間を要することがあると聞いておりますので、処理業者につきましては、事前協議の期間も勘案して、10月頃には決定をしておきたいと考えておりまして、現在、入札の実施に向けまして、仕様書等の作成を行っているところであります。

次に、衛生処理場廃止に伴います周辺自治会への告知の状況であります。すでに幸前、高安、高安西団地、高安睦各自治会のうち、高安自治会は、

6月25日に、幸前自治会は7月1日に、高安西団地自治会は7月30日に、それぞれ衛生処理場廃止に係ります住民説明会を開催し、廃止に至りました経緯、今後の衛生処理場の業務内容についての説明を行ったところであります。いずれの説明会でも、居住している近くでの焼却処理廃止は歓迎されておりますが、委託先の突然の倒産や委託料の値上がり、あるいは不正処理などは心配ないのかといった声をちょうだいしたところであります。

なお、高安睦自治会につきましては、自治会長が町長と面談をされ、一定の廃止の説明はさせていただいておりますものの、住民説明会の要請は現在まで受けていない状況でありまして、今後、高安睦自治会から要請がございましたら、高安睦自治会に対しましても、住民説明会の開催を行う予定にしております。以上が、可燃ごみ委託処理に向けまして、進捗状況あるいは今後の予定であります。

当町は、平成24年度より可燃ごみの委託処理によりまして、町が直接処理するごみ・資源物はなくなり、すべてが委託処理になりまして、今後は、ごみ、資源物の排出量の増減が、そのまま処理費用の増減に直結してまいります。このことから、今後もさらに、住民の方々にはごみ減量化への協力をお願いしていく必要があるわけですが、これからの廃棄物対策は、これまでのように、「発生したごみを処理する」といった考え方から、「生産段階からごみを出さない、資源の浪費、無駄をなくす」といったゼロ・ウェイストに重点をおいた考え方への転換が不可欠であると考えております。

そうしたことから、ゼロ・ウェイストを推進していくため、今年度から2ヶ年計画で、自治会別環境問題学習会、今回は、環境井戸端会議と名称を改めまして、7月より西地区方面から順次開催をしているところであります。

また、ゼロ・ウェイストの考え方を広く住民の方に周知することを目的としたイベントも11月に開催する計画にしております。そのイベントの概要もまとまりましたら、当委員会にご報告をさせていただく予定にしておりますので、よろしくお申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思えます。

続きまして、9月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

まずはじめに(1)斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例について、理事者の説明を求めます。西梶健康対策課長。

健康対策 それでは、斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例についてご説明させていただきます。資料1の最後のページの要旨をご覧ください。要旨に沿ってご説明させていただきます。

予防接種による健康被害調査につきましては、これまで王寺周辺広域7町において共同で予防接種事故調査会が設置されていましたが、より合理的に調査を行うため、各町で調査会を設置することになり、同調査会は平成23年3月31日をもって廃止されました。このため本町において、斑鳩町予防接種健康被害調査委員会を設置する条例を制定するものであります。

主な内容であります。調査委員会①の設置につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、町が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、本委員会を置くものであります。

②の所掌事務であります。委員会は、予防接種による健康被害が発生した場合、医学的見地から調査を行うこととしております。③の組織ですが、医師会の先生、保健所長、県から推薦された専門医などの医療に関する学識経験者とその他町長が必要と認めたもので、8名以内とし、健康被害が発生した場合に設置し、調査終了後解散することとしています。⑤の会議であります。個人の健康被害に関する調査でありますことから、会議は、非公開としております。⑦の庶務は、住民生活部健康対策課が所掌することとします。施行期日ですが、この条例は公布の日から施行することとしております。以上で斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例についての説明とさせて

いただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。里川委員。

里川委員 今、説明を聞いていててね、ちょっと、何もなくて過ぎたんだろうけれども、7町の調査会が23年3月31日をもって廃止されているのに、斑鳩町のこの調査委員会を今設置すると。空白をつくっていたわけやけどね。こんなことはできるだけないほうがいいのかなというふうに私は思っているんですけど。7町あたりで皆さんどうなっていたんですか。斑鳩町が条例の設置が遅れていたのか。7町がみんなこんなことになっていたのか。このへんよくわからないんですけどね。ここの空白になっていたことのほうが私、これ問題なかったのかなと、今説明を聞いていて、気になったんですけども、どうなのでしょう。

健康対策課長 7町のうち北葛につきましては要綱を設置しております。三郷町と平群町につきましては要綱で設置する方向で今調整をされております。それと、斑鳩町の場合につきましては、この設置は国の通知により当委員会を設置することとなっております、法定根拠のないことから、地方自治法第138条の4ということで、条例で定めるということで、今提出させていただいたところでは。

副町長 えらいすみません。本来でしたら、これ3月31日に廃止になっておりますので、当然23年の3月議会、広域7町でそういう話出ておりましたら、当然3月議会でお諮りして、4月1日から施行するという手続きを踏むのが当たり前でありますけれども、ちょっと遅れまして、非常に申し訳ございません。今後このようなことのないことに十分注意をしてみたいと考えております。

里川委員 そういうふうに、今副町長からご答弁いただきましたので、今後気をつけていただきたいと思います。大事なことですのでね。ましてや、斑鳩町は予

防接種など積極的に受けていただくような取り組みをしておりますのでね、またお願いいたします。それから、7町でつくられていたので、私たちあまりこの委員さんの内容について把握ができていなかったのですが、当然、8名以内で組織される委員さん、医療に関する学識経験者というのが1番目にあげられていますけれども、2つ目にねその他、町長が必要と認める者であるんですが、だいたい必要と認める方につきましては、大体想定されている分野というんですか、どういう方にここに入っていたかどうかというふうにご考えおられるのかお聞きしておきたいと思っております。

健康対策課長 一応、町から副町長と、あともし法律の関係で、必そういたった必要が生じた場合に法律関係で必要ということであれば法律の専門家ということも考えております。

あと医療に関する学識経験者は、先ほどの説明でもさせていただきましたが、医師会の先生方、郡山保健所、そして県のほうから専門の医師を推薦いただけるということをお聞いておりますので、6名を予定しております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 なければ、一定の説明を受けたということで、次にいかせていただきます。

次に、(2)特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、当議案については、総務常任委員会においても説明される予定ですが、先ほど、斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例についてと関連しますので、当委員会でも説明いただきたいと思います。理事者の説明を求めます。西梶健康対策課長。

健康対策課長 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

資料2の最後のページの要旨をご覧ください。斑鳩町予防接種健康被害調査委員会を設置することに伴い、当委員会の委員に支払うべき報酬及び費用

弁償を定めるもので、日額は8,000円、鉄道賃等は実費、日当は1日につき3,000円、宿泊料は1夜につき甲地方は14,800円、乙地方は13,300円とする改正を行うものです。

当委員会の委員は、専門の知識が必要であることから、専門知識が必要な他の委員会の報酬等を参考にして定めさせていただくものであります。

条例改正文の朗読と新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、ございませんか。

(な し)

委員長 ないということで、次に、(3)斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

植村福祉課長。

福祉課長 それでは、斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

資料3の最後のページの条例(要旨)をご覧ください。国の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例を改正するものであります。その内容については、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合において、兄弟姉妹を加えることとあります。ただし、この兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限るとするものであります。

この条例は、公布の日から施行いたしますが、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について遡及して適用するものであります。なお、条例改正文の朗読、新旧対照表の説明については、省略させていただきます。

きますので、よろしくお願いいたします。

以上、斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての説明であります。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。里川委員。

里川委員 これは、もちろん法律が改正されて、改正ということでいいんですけどもね。ひとつ気になっているのが、最近では生活していく中での家庭での形態が多い、内縁関係の、生計を同一とする内縁関係というのがあると思うんですけども。やはりそういう方についてはこれを見る限りでは、そういうのは支給されないということになると思うんですけども、それについては、最近そういう形態が多いですからね、議論は何か特になかったですか。

福祉課長 法律及び条例につきましては、内縁関係をどういうふうに取り扱うかという特段の規定がございませんので、基本的には内縁関係は認められないということになります。これについて議論はあったかということについては、現在のところございません。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(4)斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。植村福祉課長。

福祉課長 それでは、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。資料4の最後のページ、条例(要旨)をご覧ください。

保育所運営費国庫負担金の規定が改正されたことから、本条例を改正するものであり、その内容については、4月2日生まれの児童に対する保育所保

育料の年齢区分の取扱いについて、学校教育法に基づく年齢区分と同様とするということであります。条文では、年齢区分の決定を、年度の初日の年齢からとしていましたが、今度は、年度の初日の前日の年齢に変更することとなりまして、施行期日は、平成24年4月1日でございます。

具体的には、(例)の3歳の誕生日を迎える4月2日生まれの児童の場合というところでご説明いたします。ご承知のように、年齢は誕生日の前日で1歳加わることとなります。左側、現行では、4月1日現在の年齢で年齢区分を決めることから、この場合、4月1日で3歳に達しており、3歳児として取り扱うこととなります。一方、右側、改正後では、4月1日に3歳になりますが、年度の初日の前日すなわち3月31日では、まだ3歳に達しておおらず、いわゆる2歳児でございますから、2歳児として取り扱うこととなるものであります。

なお、条例改正文の朗読、新旧対照表の説明については、省略させていただきます。以上、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがありましたら。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは以上、9月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 地域包括支援センターの運営状況について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 平成22年度斑鳩町地域包括支援センター運営事業につきまして、資料5の実績報告により説明いたします。

まず一番上の業務名「地域におけるネットワークの構築」と、恐れ入りますが裏面をめくっていただきましてその一番上にございます「地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築」という部分でございます。この「ケ

アマネジャーのネットワークの構築」につきましては再掲でございます。

表面に戻っていただきまして、「地域におけるネットワークの構築」では、支援を必要とする高齢者の発見や問題発生防止のため、さまざまな関係者とのネットワークを構築いたしまして、またケアマネジャーのネットワークを構築するというものでございます。平成22年度におきましては、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの連絡会を3回開催いたしまして、町内の11事業所から16人の参加を得るなか、ケアマネジャーのレベルの底上げを図るよう努めていただいたところでございます。

次に2段目の「実態把握」でございます。地域のネットワーク等を活用いたしまして、高齢者の心身の状況や家族状況について、実態把握を行うものであります。民生委員や小地域福祉会などからの情報等により、また町が把握し定期的な訪問が必要と思われる方などにつきまして、高齢者宅を訪問するなど行っていただきました。平成22年度の実績は64件でございます。

次に、「総合相談」とその下の「権利擁護」でございます。高齢者ご本人・家族・近隣・地域ネットワーク等を通じ、さまざまな相談や権利擁護の相談を受けておりまして、件数につきましては延べ141件でございます。

次に、「日常的個別指導・相談」とその下の「支援困難事例等への指導・助言」でございます。これは、ケアマネジャーの個別案件や困難事例について、当該ケアマネジャーに対する助言や指導を行っているものでございまして、件数は延べ9件でありました。

次に、「包括的・継続的ケア体制の構築」では、地域の包括的・継続的なケアを実施するために、関係機関との連携を構築し支援するものでございますが、平成22年度においては、ケアマネジャーが医療機関とスムーズに連携が取ることができないか、医師会との協議を検討しているところであります。

次に、裏面でございますが、その2段目、「介護予防事業に関するケアマネジメント」では、要支援・要介護となる恐れがある特定高齢者に対する予防教室の参加促進と参加者のケアプランの作成で、平成22年度実績は8名でございました。

最後に「新予防に関するケアマネジメント」でございますが、要支援者へのケアプランの作成であり、22年度は、実数で241件、延べは2,08

7件でございました。

以上で、地域包括支援センターの運営状況についての報告といたします。
よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。里川委員。

里川委員 以前からね、私は地域包括支援センターは斑鳩町が町の責任で行わなければならない事業であるが、それを社協に委託しているということの中で、こういうふうな実績の報告が余りにもなさすぎるということで申しあげて、今回こういうふうに報告を出してきていただいたということについては評価をさせていただきたいというふうに思いますが。ただこの報告を受ける中で、気になる点について少しお尋ねをしたいと思いがすが。

今、表面の説明で、延べという件数で説明をされましたけれども、これ実数というのはわかりますでしょうか。実数がわかれば、その実数についておしえていただけたらというふうに思うのですが。

委員長 今、わかりますか。 植村福祉課長。

福祉課長 申し訳ございません、後で報告させていただきたいと思いがすが。よろしく願いいたします。

里川委員 なぜ聞くかといいますと、複雑な相談であればね、おひとりの人がやはり何度も相談されているのではないかというような状況もありうるので、そういう状況も見たいなと思いがして、今ちょっと尋ねさせていただきました。ですからまた後ほどおしえていただきたいというふうに思いがすが。それとです、裏面にあります新予防に関するケアマネジメント、これ実数書いていただいています。包括のほうで185件。延べでいったら1件あたり9回程程度なんですけれどもね。ただこれ予定を、計画を立てていくと、毎月印鑑をそのお宅でもらわんとあかんというふうになっていると思いがすが。それで、以前から私申しあげているのは、こういうふうが高齢化が進んできて、また

要支援1・2という項目が増えてきて、要介護1やった人でも要支援に回されているような状況があるなかで、この実数がまだ今後どうなっていくかということもあるので、ずっとその包括の人員について私いろいろ申しあげてきた経過があると思うのですが、地域包括の人員について、社協さんのほうでいろいろ異動があったんですが、現在どうなっているのか。そして、現在の状況のなかで、この介護予防ケアマネジメントの事業というのはスムーズにきちっと行われているというふうに町は評価できているのかどうか、この辺について確認をさせていただきたいと思います。

福祉課長 確かに、この要支援者に対しますケアプラン、ケアプランというのは1ヶ月単位ですから、当然1ヶ月ごとのご本人の了解を得るために印鑑をいただくということになっています。以前、例えば、平成21年度であれば地域包括支援センターの職員3.5人だったかと思いますが、現在、平成23年度の今ですけれども、必ず設けなければならない職種の社会福祉士、それから主任ケアマネージャー、それから保健師または経験のある看護師、これについては1名ずつ常勤で配置しております。さらにこういう事業に対応するためとしまして、ケアマネージャーを半日勤務ですけれども2人雇用しているということでございます。ですから、そういう意味でいいますと、平成21年度は3.5人でありましたが、この状況になりましたのが平成22年度からでございます。ですから、現在4名で対応している、3.5人から4名にふやしているという状況でございます。そういった中で、今現在におけます要支援者に対しますケアプランの作成についてはスムーズに行っているものと、いうふうに思っています。

里川委員 また言うべき時にもっと、いろいろなことを、これからももっと言うていこうと思っておりますけれども。介護保険制度そのものの見直しが行われている中で、斑鳩町が要支援者に対してどう行っていくのかということとはね、ものすごく今重要な問題だと思っております。今後の動向もみながら、いろんなことを申しあげんとあかん時期がもう来ているかなというふうには思っておりますので、また議会のほうで取り上げていかんとあかんというふうには現在思っているところなんですけれども。とりあえず、地域包括支援

センターのあり方というものについて十分に今後の制度改正を見て、どうあるべきなのかということ、担当のほうできちんと押さえながら、今後のほうもやっていっていただくということ、とりあえずこの場でお願いだけしておきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 なければ次に、(2) 高齢者インフルエンザ予防接種について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長 それでは高齢者インフルエンザ予防接種についてご報告させていただきます。

65歳以上の高齢者インフルエンザ予防接種の接種料金につきましては、当委員会でご意見をいただいておりますが、王寺周辺広域市町村圏協議会会長であります河合町長はじめ、各町の町長様のご努力と広域医師会のご理解をいただく中、昨年度まで5千円でありました接種料金が今年度は4千円となりましたのでご報告をさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 この件については、私も以前からずっと申し上げてきて、1回金額下がりました、再度今回下げてくださいということにつきましては、やはり医師会も、また各7町もご努力をいただいたんだなというふうには思っております。それでですね、財政状況を見る中で一部負担金の話なども、県下の中でもいろいろ出ておりますけれども、こういう流れを受けてですね、斑鳩町としては今後も高齢者の皆さんに一部負担金を取らずにやっていけるというふうに見込んでおられるのかどうか、ここで確認をさせていただきたいというふうに思います。

町 長 これは私当初から申し上げておりますように、設置をしてまいった中で、当然無料で行くということでございます。以前にもこういうご意見で議長からもそういう提案があつて、三郷とかあるいは一部負担金を千円を徴収したらどうかということで、今、三郷町では千円とっていますけれども、斑鳩町は当初からこういう無料ですということ、そういう設置をした以上は無料を続けるということで、確認をしておりますので。今後とも努力をしながらですね、やっていきたいと思ひます。

里川委員 町長の考え方は非常に結構だと思います。ましてこういうふうには医師会なども、また各町長さんも努力していただきました結果ね、こういうことになりましたので、今後も高齢者の健康保持のために続けていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 次に(3)平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。住民生活部所管に係る箇所について、私の方から一括してご説明をいたしたいと思ひます。

それでは、資料6 平成23年度 一般会計補正予算(第2号)歳入歳出総括表(案)をご覧くださいと思ひます。まず、歳入からご説明をいたします。第17款 寄附金でございます。

福祉費・寄附金でございまして、福祉の充実ということへの寄附を受け入れるべく、22万円の増額をお願いするものでございます。

恐れ入りますが裏面を見ていただきたいと思ひます。歳出でございます。第3款 民生費でございます。まず社会福祉総務費でございますが、先ほど

説明いたしました寄附金を福祉基金に積み立てるものでございまして、寄附金と同額の22万円の増額をお願いするものでございます。

次に老人憩の家運営費でございまして、西老人憩の家、東老人憩の家におけます高齢者の安心した利用に資するため、浴室や廊下に手すり等の設置を考えているところでございまして、これに要する費用といたしまして、108万7千円の増額をお願いするものでございます。

次に医療対策費でございまして、老人、乳幼児、心身障害者、母子、重度心身障害老人等の各医療費助成制度におきまして、平成22年度の県の補助金に超過交付があったため、これを本年度で償還するための補正でございまして、各医療費助成制度を合わせまして、91万円の増額をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）の住民生活部所管に係る箇所についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

次に、（4）平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、各課報告事項の（4）平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、資料7をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成23年度の前期高齢者交付金の確定と、この確定に伴う国庫、県支出金の補正、後期高齢者支援金医療費拠出金、介護納付金の確定、前年度療養給付費負担金等の精算に伴う超過交付分の返還に係る補正などとなっております。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,786万7千円を増額し、歳入歳出それぞれ33億8,726万8千円とするものでございます。

それでは、はじめに歳出予算につきましてご説明を申し上げます。下段の歳出総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。はじめに、第3款 後期高齢者支援金等では、平成23年度の後期高齢者支援金の額が確定しましたことから、1,334万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第6款 介護納付金につきましても、平成23年度の納付額が確定したことから、1,315万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸支出金についてであります。2,971万円の増額補正をお願いするものであります。

その内訳は、一般被保険者償還金で、療養給付費等国庫負担金に係る過年度分の返還として、2,826万7千円の増額、特定健康診査等負担金に係る過年度分の国・県への返還として、それぞれ34万2千円の増額補正を、出産育児一時金負担金では、出産育児一時金補助金に係る過年度分の返還として24万5千円の増額補正を、調整交付金に係る過年度分の返還として、52万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第12款 前年度繰上充用金では、平成22年度決算により、執行額が確定したことから203万6千円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、上段の歳入予算の補正についてであります。はじめに、第2款 国庫支出金では、6,486万6千円の減額補正をお願いするものであります。その内訳は、療養給付費負担金では、医療費給付費現年度分で、この負担金の算定に用いられる前期高齢者交付金の確定により5,065万5千円の減額、後期高齢者支援金分現年分で、後期高齢者支援金の確定により、407万2千円の増額、介護納付金分現年分で、介護納付金の確定により、447万1千円の減額補正をお願いするものであります。

財政調整交付金では、医療給付費分普通財政調整交付金で、この交付金の算定に用いられる前期高齢者交付金の確定によりまして、1,370万6千円の減額、後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で、後期高齢者支援金の確定によりまして107万8千円の増額、介護納付金分普通財政調整交付金で、介護納付金の確定によりまして、118万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 療養給付費等交付金では、前年度の交付金の確定に伴う交

付不足分の追加交付額が570万5千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第4款 前期高齢者交付金では、平成23年度の概算交付額の確定したことから、1億5,229万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 県支出金では、財政調整交付金1,074万2千円の減額補正をお願いするものであります。第2款の国庫支出金の財政調整交付金と同様の理由によりまして、医療給付費分普通財政調整交付金で1,066万1千円の減額、後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で83万9千円の増額、介護納付金分普通財政調整交付金で、92万円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第10款の諸収入についてであります。歳入欠かん補填収入で、歳出予算の補正のところでご説明申しあげました前年度繰上充用金の補正額と同額の203万6千円と、今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源5,248万9千円、あわせまして、5,452万5千円を減額補正させていただくものでございます。

以上で、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(5)平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。今回の補正の主な内容は、平成22年度の介護保険事業特別会計の執行額確定に伴います繰越金及び国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金や交付金等の精算に関するものなどでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,319万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ16億8,579万4千円とするものでございます。

それでは、その内容について資料7の平成23年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の総括表に基づいてご説明をいたします。

まず、上段の歳入からでございます。第3款 国庫支出金でございます。平成22年度の介護給付費の負担金が交付不足であったため、平成23年度にこれを受け入れるため、157万7千円の増額補正をお願いするものでございます。同様の理由で、第4款 支払基金交付金の介護給付費交付金、また第5款 県支出金の介護給付費負担金においても、これらを受け入れるため、それぞれ111万2千円、111万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金でございます。当初予算で介護給付費準備基金から繰入れを予定していましたが、繰越金を増額補正いたしますことから、現段階で基金からの繰入れが必要でなくなったため、100万円の減額をお願いするものでございます。次に、第9款 繰越金は、平成22年度の当特別会計の決算におきまして、歳入額が歳出額を上まわることから、当該金額を平成23年度に繰り越すものでございます。1,039万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて下段の歳出でございます。

まず、第5款 諸支出金を説明させていただきます。第1号被保険者保険料還付金につきましては、平成22年度の執行額の確定に伴うもの及び過年度分に還付すべき額がありまして、これらを平成23年度で処理することを可能とするため、432万円を、また平成22年度の地域支援事業に係る国、県及び支払基金の交付金が超過交付となったことから、その償還金として548万5千円の増額をお願いするものでございます。

最後に、今ご説明いたしました歳入の補正額と歳出・諸支出金の補正額に差額がございます。歳入に歳出を上回ることとなりますため、その差額338万9千円を、第3款 基金積立金として増額補正をお願いしまして、介護保険の準備基金に積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは次に、(6)平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、理事者の報告を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の(6)平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料9をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成22年度会計における繰越金の確定と、この繰越金を財源とした後期高齢者医療保険料等負担金及び被保険者保険料の払戻しに要する補正となっております。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,584万1千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。上段の歳入総括表(案)をご覧くださいませでしょうか。第5款 繰越金で、平成22年度会計の出納整理期間中に収納のあった保険料等を繰り越すもので、24万1千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正では、下段の歳出総括表をご覧くださいませでしょうか。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金では、繰越しさせていただく保険料17万7千円に対して、前年度で納付した保険料に23万2千円の超過納付があったことから、差し引き5万5千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 諸支出金では、繰越しさせていただく後期連合からの還付金を被保険者に償還することから、29万6千円の増額補正をお願いするものであります。

以上で、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 それでは、他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
植村福祉課長。

福祉課長 福祉課からご報告させていただきたいことがございます。

まず敬老会の開催についてでございます。平成23年度の敬老会の開催につきましては、平成23年9月17日（土）9時30分から、いかるがホール大ホールにおいて開催を予定しております。

例年どおり、敬老式典では、米寿を迎えられた高齢者、結婚50年を迎えられたご夫妻に記念品を贈呈するなど、高齢者の皆様に祝意を表するほか、演芸では、例年好評を得ております大衆演劇劇団、今年は、劇団「武る」というところをお願いしようと思っておりますが、その劇団の芝居・舞踊ショーなどを上演するものでございます。

町議会議員の皆様方には、改めて開催のご案内を差し上げたいと思っておりますので、ぜひともご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 他、ございませんか。 植村福祉課長。

福祉課長 続いて福祉課のほうからもう1点ございます。

介護保険料特別徴収の8月支払年金からの仮徴収について、ご報告いたしたいと思っております。介護保険の8月の支払年金からの仮徴収につきまして、一部誤った金額を徴収いたしましたことをご報告いたしたいと思っております。

8月支払年金から徴収いたします介護保険料は、4月、6月の年金から徴

収する金額と同額であることが通例でございます。しかし平成23年度の保険料賦課額の段階が前年度に比べ安い方に変更される場合、今後の仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じないように、8月年金からの徴収において金額を減額調整することができることになっているものでございます。

この減額調整を行うことにあたりまして、減額の変更のデータが年金に反映されず、6月と同額の金額を徴収したことになったものでございます。

件数につきましては、1,000件強であると考えておりますが、現在、被保険者と金額のデータ等を確認いたしまして、ご本人にお知らせすべく作業を始めているところでございます。できますならば今週中に、お詫びとともにお知らせをさせていただきまして、合わせてすみやかに保険料の還付手続きをとるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

今回のこのミスの原因につきましては、現在調査中ではございますが、最終的には担当者がよく確認しないまま事務を進めた結果でございました。

今後このようなことが起こらないよう事務遂行には十分注意を払ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上で2点報告を終わらせていただきます。

委員長 何かご質問ありませんか。 里川委員。

里川委員 これ、8月の分で天引きのところ調整っていうのが決められてて、その調整をさらに8月でうまいこといけへんかった分を、今度10月で調整、天引きの段階で調整するとか、そういうことっていうのは全く制度としてはできないんですかね。

福祉課長 6月の仮徴収を終わった後に、7月に今年度の保険料額の決定を行います。そこでご本人さんに決定通知を差し上げる際に、8月で調整した金額はこれだけですよという報告と、それから本徴収10月、12月、2月の金額はそれぞれこのように年金から徴収をいたしますというご案内をすでに差し上げているところでございます。今回8月分につきましては、本来減額しなければならぬ部分があるままの、前の金額のままだったものですから、これを10月に調整をするということになりますと、10月以降の金額を変更し

なければなりませんので、今回多くとった分につきましては、すべて返還をさせていただくことにさせていただきたいと考えております。

里川委員　お金をね、実際に動かすとなると大変やから、私は10月で調整できるのだったらそのほうがいいのかなってちょっと思ったんですけども、でも、それの方がもっと大変になるんやったら、仕方ないですね。直接連絡をとりながらやっていただかんと仕方ないなと思いますけども、ミスがあったことについてやはりきちっと住民さん、高齢者の方も多いですから、よくわかるようにお知らせして、ご返金必要だったらさせていただきたいと思います。

委員長　他、何かお聞きしたいことは。

(な し)

委員長　あと理事者の方から報告しておくことは。

(な し)

委員長　以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。　里川委員。

里川委員　7月の終わりごろですね、私、担当課のほうにも電話連絡を入れさせていただいたんですが、以前から地デジ化が進む中で不法投棄の心配をしておったところ、たまたま私も歩いている時に、三町のところでテレビがね、公園の出入口の真ん中にぽんと置かれていたのを見て、すぐに町のほうにも連絡をさせていただいたんですが、これ以前からちょっと心配していたことですので、どうなんでしょうか。テレビの不法投棄などが、今現状、斑鳩町でどうなっているのか、そしてまたそれらの処理ですね、あとの処理、どんなふうにしているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

環境対策
課長

23年度、テレビの不法投棄につきましては、昨日現在で11台、不法投棄を確認しているところであります。昨年度のテレビの不法投棄が、年間2台でありましたので、今年度につきましては増加している状況であります。

地デジ化との関係でございますけども、11台の不法投棄のうち1台が6月27日に確認しているほかは、すべてが7月14日以降の確認ということで、やはり地デジ化を直前に控えられて、テレビを買い替えた際、リサイクル料金の支払いを免れるため、小売店には引き渡さずに、投棄したと考えるのが一般的であろうというふうに考えております。

なお、地デジ化移行前後に投棄されました10台につきましては、すべて西和警察署のほうにも届出をしております、警察署のほうでも製造番号等からできる限りの行為者の特定、あるいは警らを強化を現在していただいておりますが、今日まで、1件も行為者を特定はできていない状況であります。

里川委員

前から言っているように、買い換える1台については引き取ってもらったりしますけども、各部屋にテレビなんていうのは最近あたりして、でもそんな皆テレビいちいち買い換えられへんと思って、そのまま置いてあるような小さいテレビだったり、余分なテレビっていうのがね、今後どうなっていくのかなっていう心配を私もしてたんですけども。ちょっと私自身もテレビが置かれているのを見つけてしまったものですから、余計に気になったんですが。ところでですね、その三町で置かれていたテレビについては、後の処理を、張り紙を貼っていただいて、しばらくそこに置いといていただいたけれども、結局どなたも引き取られることがなくて、一定期間そこに置いてあったけれども町が持ち帰ったということなんですが、その持ち帰ったテレビの処分っていうんですか、処理っていうのはどういうふうに今しているんですかね。

環境対策
課長

テレビに限らず不法投棄されました、特定家庭用機器につきましては、法律で定められた割合のリサイクルが可能であれば、家電リサイクル法に基づき、リサイクル処理しなければならないというふうに定められております。その際不法投棄されました特定家庭用機器のリサイクル費用は自治体の負担となりまして、昨年度のテレビ2台につきましても、町のほうでリサイク

ル料金を支払って処理をしたということであります。

里川委員 きちっとね、それぞれ各家庭でやっていただいているのに、そうやって不法投棄をされた方が得をするというような状況になってることについては、ちょっと私も心配だなというふうには思っています。これからもね、本当に増えたら困るなというふうには思っているんですけども。このごろ各家庭にチラシが入ってね、こういうものやったら家の前に出していただいたら引き取りますよっていうような、あんまり個人名を出したらいかんねんけども、回収しはる事業者さんがあって、そこに書かれている物というのは、ものすごい多岐に渡っててね、家電関係も書かれているんですけども。その車がね、たまたま斑鳩町の駐車場に停まっているのを先日ちょっと見たんです。町は何かそういう回収してはる事業者とも、なんかお願いしたり何かしてはるのかなというふうには思ったりするんですが、町としてはそういうリサイクルをしますよという、廃品を回収する事業者に、そういった特定家電をお渡しするということは法律上、町はやったらいかんのですかね。それは可能なのか、ちょっとその辺も確認させてください。

環境対策課長 当然、特定家庭用機器、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機につきまして は家電リサイクル法で定められておりますので、それ以外で処理をされるというのは町としてはあまりお勧めできない、また特に無料で回収しますよというリサイクル業者は非常にグレーな部分が多くて、不正な処理をされているケースが多いので、町としては電話等でお問合せがあった際には、家電リサイクル法に基づいて処理してくださいとお願いはしています。

里川委員 その業者さんの車停まっていたんですが、町の駐車場にね、それはまったくそういう業者さんとのなんか協議っていうのか、他の物でですね、特定家電以外の物でも、何か町がそういう業者さんと接触持ったりしてはるのか、何かの協議を行ってはるのか、ちょっとふっとね、そのテレビ以降にたまたま見かけたものやから、そういうことも何かあるのかどうか、確認させてほしいなと思います。

環境対策
課長

そういったリサイクル業者との町との関わりは一切ございません。

委員長

他、ございませんか。 木田委員。

木田委員

本年度でね、生ごみ収集の戸数が1,000戸っていうんですか、計画してはったと思いますねけど、だいたい自治会単位でね、お願いしてはるとい
うのが、こないだからいろんな会合とかに行ったらですね、うちのとこだ
ったら全体的にはなかなか難しいとか、そういうふうな意見がかなり出てお
りますのでね。やっぱり4,5件でも集まればね、そういうふうな収集もや
っていただけるといふふうに、私はそういうふうに理解しておりますねんけ
ども。そういう方法で現在どんだけ増えているのか知らんけども、とにかく
目標達成にはそういうふうな方法も積極的に取り入れてですよ、ごみの減量
化には生ごみを分別収集するということになればですね、かなり減量になっ
てくると思うので、それを1,000戸と言わずにですね、もっと年度内にも
もっと増やせるような啓発、啓蒙ですか、そういうことをですね、やって
いただきたいなど。これは議員の皆さんにもですね、積極的に働きかけてで
すね、町行政に協力してもらおうようにですね、やっぱりやっていただきたい
なというふうに思いますので、その点についてですね、町は今現在どうい
うふうな状況になっておるのかとですね、今後の進め方についてですね、お聞
かせ願いたいと思います。

環境対策
課長

生ごみ分別集のモデル世帯であります。委員もおっしゃいますように今年
につきましては1,500世帯を目標に現在取り組んでおります。現在の状
況でありますけども、まず、モデル自治会では当初から協力をいただいてま
す、幸前、白石畑、2年目からの並松4自治会の6自治会に加えまして、今
年度につきましては高安西団地自治会63世帯、法隆寺東2丁目地域の17
世帯、そして西の山住宅自治会170世帯、計3自治会の250世帯が加わ
りまして、現在9自治会703世帯になっております。一方モデル世帯につ
きましては、60世帯に今年度56世帯が加わりまして、116世帯、合計
昨日現在で819世帯で、現在、分別収集に取り組んでいただいております。
また、現在幸進町自治会ではモデル自治会に向けて検討をいただいております。

ますとともに、環境井戸端会議を開催をいたしました服部自治会でもモデル自治会に前向きに検討するという回答をいただいているところであります。

9月以降、本格的に環境井戸端会議が各自治会で開催されます。また、ごみのゆくえ探検ツアーやゼロ・ウェイストフェスティバルなどのイベントを通じまして、取り組みへの協力を呼びかけてまいりたいと考えております。先ほど委員もおっしゃいましたように自治会全体ではなく、自治会の班単位とか、自治会でのグループ単位でのモデル世帯も受け付けて、そこからいろんな口コミでですね、どんどん世帯を増やしていくような対策も講じてまいりたいというふうに考えております。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午前10時12分 閉会)